

## 「しずおか食セレクション」頂マーク使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、しずおか食セレクション認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、しずおか食セレクションの頂マーク（以下「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (マークを使用できる者)

第2条 マークを使用できる者は以下のとおりとする。

- (1) しずおか食セレクション認定者
- (2) 認定商品を使用する者

### (使用できる商品等)

第3条 このマーク（別記）は、認定商品、箱（ダンボール等）、そのPR資料及び原材料として認定商品を使用した加工品等に使用できるものとする。

- 2 PR資料とは、カタログ、ポスター、パンフレット、リーフレット、販売場所に掲示するポップ等をいう。PR資料には、基本色のみ使用可とする。

### (使用条件)

第4条 マークを使用する者は、次の条件を遵守すること。

- (1) しずおか食セレクションの目的に反しないこと。
- (2) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (3) しずおか食セレクションのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 認定を受けていない商品が「しずおか食セレクション」として認定を受けていると消費者等に誤認させるような方法でマークを表示しないこと。

### (使用期間)

第5条 マークの使用期間は、要綱第8条第1項の認定証に記載された、認定期間とする。

- 2 第2条の(2)に該当する者は、「しずおか食セレクション」頂マーク使用申請書（様式1）に記載した使用期間とする。

### (使用料)

第6条 マークの使用料は無料とする。

### (表示に要する経費負担)

第7条 マークの表示に要する経費は、マークを使用する者が負担するものとする。

(マークの使用申請)

第8条 要綱第8条第3項に規定する認定を受けたものの使用申請は不要とする。

- 2 認定を受けたもの以外で、マークの使用を希望する者は、「しずおか食セレクション」頂マーク使用申請書(様式1)により申請し、事前に県の承認を受けるものとする。

(使用実績の報告)

第9条 前条第1項によりマークを使用した者は、要綱第11条に基づく「実施状況報告書」とともに、毎年度、使用実績を「しずおか食セレクション」頂マーク使用実績報告書(様式2)により報告するものとする。

- 2 前条第2項によりマークを使用した者は、使用実績を「しずおか食セレクション」頂マーク使用実績報告書(様式2)により報告するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 マークの表示に関する事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合は、マークを使用した者は誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(使用状況等の確認)

第11条 知事は必要に応じ、マークの使用状況及び使用実績の確認調査を実施することができる。

- 2 マークを使用した者は、前項に規定する調査の際、資料の提出等について、誠実に対応しなければならない。

(使用の中止)

第12条 知事は、マークを使用した者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 要綱第16条の規定により認定が取り消された場合
- (2) 第4条の使用条件が遵守されていない場合
- (3) 第10条の規定による必要な措置を講じなかった場合
- (4) その他知事が中止することが適当と認めた場合

- 2 マークの使用の中止は、「しずおか食セレクション」マーク使用中止通知書(様式3)により通知するものとする。

(損失補償等の責任)

第13条 知事は、マークの使用の中止に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附則

この改正は、令和4年3月3日から適用する。

(別記)

「しずおか食セレクション」頂マークの基本色及び単色については以下のとおりとする。  
ただし、PR 資料の制作においては基本色のみ使用可とする。

### ○基本色



#### CMYK





■ C:65 M:30  
■ C:30 M:100 Y:100  
■ C:90 M:75 K:35  
■ K:100

#### DIC

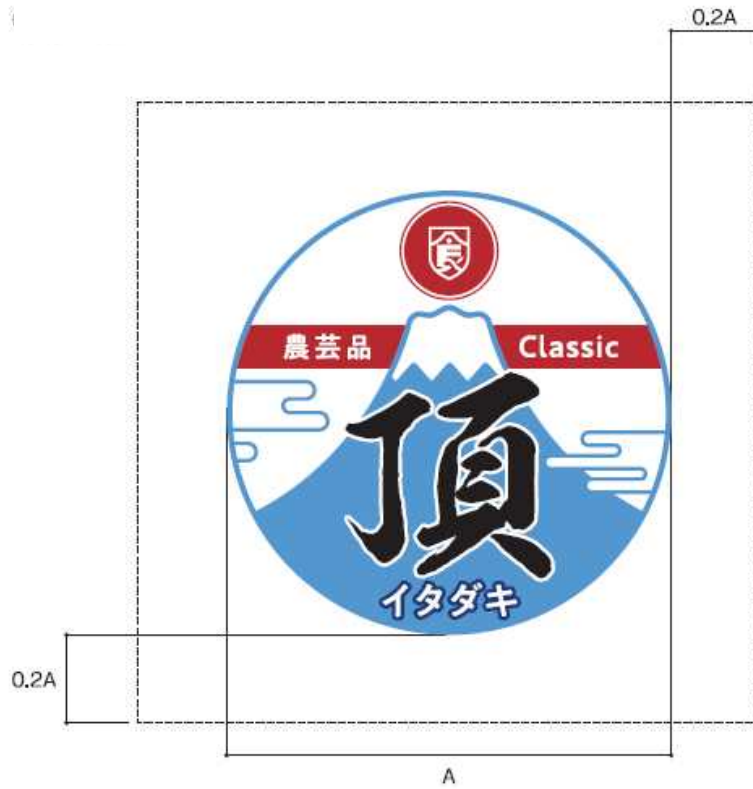
■ DIC102  
■ DIC197  
■ DIC449

### ○単色

- ・使用できる色は、下表の色とする。
- ・ただし、下表にない色で、県がしずおか食セレクションのブランドイメージを損なわないと認めた場合は、当該色を使用することができる。

色		参考対象品目
モノクロ (単色)	 <p>CMYK ■ K:100</p>	全ての品目
赤 (単色)	 <p>CMYK ■ C:30 ■ M:100 ■ Y:100 ■ K:0 DIC 237</p>	主に野菜、果物、米、肉類、乳卵類、魚介類 (例：トマト、にんじん、いちご、西瓜、肉、桜えび、金目鯛、かつお、マグロなど)
オレンジ (単色)	 <p>CMYK ■ C:0 ■ M:50 ■ Y:100 ■ K:0 DIC 121</p>	主に野菜、果物、米、肉類、乳卵類、魚介類 (例：玉葱、芋類、キノコ類、柑橘類、マンゴー、柿、肉、卵、ニジマスなど)
緑 (単色)	 <p>CMYK ■ C:85 ■ M:10 ■ Y:100 ■ K:10 DIC 2560</p>	主に野菜、乳卵類、茶類 (例：葉物野菜、枝豆、わさび、茶など)
白 (単色)	※白抜き	全ての品目

○余白規定



○誤用例



書体を変えてはならない



色を変えてはならない



周囲に他の図形を表示してはならない



想定以外の組みにしてはならない



複雑な背景に配置してはならない



識別を損なう表示をしてはならない

様式1 (第8条関係)

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏名) 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

「しずおか食セレクション」頂マーク使用申請書

「しずおか食セレクション」頂マーク使用取扱要領第8条の規定により、ブランドマークを使用したいので申請します。

1 認定商品名 「 」

2 使用目的

[ ]

3 使用計画 (該当の番号に○を付ける)

1	商品 (包装資材を含む)
2	箱 (ダンボール等)
3	カタログ
4	ポスター
5	パンフレット
6	リーフレット
7	販売場所に掲示するポップ
8	その他 ( )

4 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

[問合せ先]

担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

静岡県知事（氏名）様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

「しずおか食セレクション」頂マーク使用実績報告書

「しずおか食セレクション」頂マーク使用取扱要領第9条の規定により、ブランドマークの使用実績を報告します。

1 認定商品名「 」

2 使用実績（使用期間 年 月 日～ 年 月 日）

（該当の番号に○を付ける）		
1	認定商品（包装資材含む）	（使用数量 個）
2	箱（ダンボール等）	（使用数量 個）
3	カタログ	（使用数量 部）
4	ポスター	（使用数量 部）
5	パンフレット	（使用数量 部）
6	リーフレット	（使用数量 部）
7	販売場所に掲示するポップ	（店舗数 店舗）
8	その他（ ）	（数量 ）

※マークが入ったカタログ、パンフレット、チラシ等を1部添付すること。

[問合せ先]

担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

様式3（第12条関係）

令和 年 月 日

様

静岡県知事（氏名）印

「しずおか食セレクション」頂マーク使用中止通知書

「しずおか食セレクション」頂マークについて、下記のとおりその使用を不相当と判断したので通知する。

記

- 1 マークの使用中止をした商品
- 2 使用中止の理由